

(テーマ)「非上場独立会社の監査役の実態」WG1 発表チーム (敬称略)

リーダー	研電 (株)	(元) 常勤監査役	常野壽一
サブリーダー	(株) プレンティアー	常勤監査役	後藤弘之
	ぺんてる (株)	常勤監査役	大竹盛義
	(株) スミカ	常勤監査役	米倉有三
コーディネータ	(株) Lis B	監査役	五艘洋司
	王子タック (株)	常勤監査役	荒木道雄

(※) 上記のWG1 発表チーム以外の「非上場会」メンバー：発足経緯は後述参照【順不同】

メンバー	ユーピーアール (株)	常勤監査役	斉藤安弘
	日本セイフティー (株)	(元) 監査役	小林好孝
	ギークス (株)	常勤監査役	佐々木貴
	(株) リガク	常勤監査役	片山 正
	オザックス (株)	常勤監査役	菊地和明
オブザーバー	監査懇話会	会長	菅野重雄, 副会長 渡辺克司

【テーマ発案の背景と当WGが目指すこと】

監査懇話会の会員の中には、非上場独立系企業の監査役が少なからず存在する。2017 年 2 月に研電 (株) の常野監査役と (株) プレンティアーの後藤監査役が発起人となって、そのような会社の監査役有志を募り、「非上場会」が発足した。毎月 1 回監査役の実務課題の実態について監査役同士の議論を重ね、非上場企業の監査役として留意すべき事項や悩み等の情報を共有する活動を行ってきた。また、この会には IPO を目指す企業の監査役も数名参加しており、IPO を目指す取り組みの中での苦労話・留意事項なども話し合っている。

今回発表では監査役達が話し合った内容を情報共有という形で会員・会友とのテーマ討議の形式としたい。

【発表内容】

1. 「監査役職務確認書」のアンケート結果 (別紙 1、別表 1)
2. 「監査役職務確認書」における不実施・非該当項目等
3. その他 (別表 2「非上場会独立系企業の実情アンケート」)
 - ① 「監査役兼任禁止 (会社法 335 条 2 項)」に関する留意点
 - ② 社内規程 (内規含む)、監査計画の立案、監査調書作成、監査役会召集等
4. 検討課題
5. 終わりにあたって

今回は非上場独立系企業の監査役の実務課題についての発表内容ではあるが、上場企業や企業グループ子会社の監査役メンバーにも共通する実務課題も含まれており、本発表の種々情報を今後の監査実務の参考にして頂けるのではないかと考える。

1. 「監査役職務確認書」に関するアンケート結果

- ・ 当会「非上場会」メンバー10名 にアンケート実施 （内一名は企業グループ 100%子会社）
- ・ 「監査役職務確認書」アンケート結果集約 （別紙 1）
- ・ 「監査役職務確認書」の各項目を会社法・日本監査役協会監査役監査基準と比較対象表作成（別表 1）

2. 「監査役職務確認書」で不実施・非該当の項目等（日本監査役協会監査基準 Lv.1,Lv.2 を優先：**ハイライト部**）

I. 監査計画および監査環境の整備に関する項目⇒ *** 1**（以下参照）

I－1. 監査計画および職務の分担

2) 監査計画に関して、代表取締役と意見交換し、取締役会で説明を行った。

- ・ 監査計画に関して代表取締役との意見交換は難しい（取締役会報告のみ）。
- ・ 監査計画書の審議、周知は各社事情によって適宜に実施されている。
- ・ 監査役が単独または 2 名（他 1 名は非常勤）の場合が多く、設問に沿った策定をするケースは少ない。

3) 監査計画策定にあたり、内部監査部門や会計監査人と必要なコミュニケーションを行った。

- ・ 監査計画策定時に会計監査人とのコミュニケーションまでは不要なのではないか？

I－2. 監査役への報告に関する体制等

1) 経営状況、事業遂行状況、財務状況、月次・四半期・半期・期末決算の状況等が定期的に報告される体制が整備されていることを確認している。

- ・ 事業遂行の状況説明がなされない。決算の確定数値がパワーポイントで報告されるのみの場合があった。
- ・ 財務状況等は全体会議にて報告されることが多い。

I－3. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

1) 監査の実効性を確保するため補助使用人の必要性を検討した。

2) 必要と判断し、取締役は補助使用人の配置を求めた。

3) 必要に応じて取締役と協議を行うなど、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めている。

- ・ 非上場会メンバーの会社規模では補助使用人を検討する規模ではない。
- ・ 補助使用人を設置必要な会社は IPO を目指している会社や内部監査部門を統合している会社に限られる。

I－4. 監査役会の運営および監査役会非設置会社の監査役の連携

2) [監査役会非設置会社対象] 監査役間の意思疎通、情報共有を図るために、定期的に意見交換又は協議をしている。

- ・ 監査役の意見交換等は定期的ではなく適宜に行っている。

*** 1** 「監査役職務確認書」は原則的に上場企業の監査役への確認項目が中心に作成されているため、「非上場会」メンバーの回答で非該当の項目も多い。非上場企業の監査役はどのように利用しているか。工夫等があればぜひ助言いただきたい。

Ⅱ. 業務監査に関する項目

Ⅱ－１. 取締役会への出席・意見陳述/重要な会議への出席 ⇒ ＊２（会社によって相違あり）

２）取締役会の議事録が、法令の定めに従い議事の概要を正確に記載していることを常に確認して、記名押印を行っている。

- ・取締役会での質疑内容は議事録に記載されないことが多い。
- ・経営会議においても議事録に記載されずに形式的で結論ありきの議事録になっている。
- ・上場子会社、ＩＰＯ準備会社は質疑・応答の記載がなされている。

３）監査に必要と考える重要な会議等に出席し、必要の都度意見表明を行っている。

- ・取締役会以外の重要会議に出席していない監査役も居るが議事録は閲覧確認している。
- ・取締役会を含めた重要会議への出席は月１回～５、６回と各社によって事情が異なる。

＊２ 取締役会での質疑内容に関する議事録記載の状況は各社によって異なるが、記載なしの場合に不祥事等が発生した際の監査役の善管注意義務違反リスクがある。

Ⅱ－２. 取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査 ⇒ ＊３（以下参照）

１）取締役会が法令・定款を遵守し、会社の利益を第一に考えてかついわゆる経営判断の原則に配慮し、適切に意思決定を行っているかを確認している。

- ・独立系オーナー会社は、取締役会の前に社長と担当役員で意思決定していることが多く、オーナー（社長）が決定した事案が覆らない傾向にある。
- ・経営判断が必要とされる時に、監査役が意見を述べても議事録に記載されない事がある。

＊３ 取締役会等の意思決定の監査に当っては、監査の５項目の観点から監視・検証を行うべきであるが、オーナー会社の場合には社長の影響力が強くてハードルが高い。このようなケースの監査役の業務監査は如何にあるべきか？ 不祥事を予防するためにどのように対処すると善管注意義務違反にならず、任務懈怠とならないのか？ 適切な対処法とは？

Ⅱ－５. 内部統制監査 等 ⇒ ＊４（以下参照）

１）会社法並びに関連法令に基づく内部統制システム構築の決議の内容及び運用状況の相当性を確認した。

２）内部統制体制の構築・運用・評価が適切に行われていること、及びその結果に基づき取締役会で必要な都度見直しが行われていることを確認した。

３）内部統制の決議内容及び運用状況が事業報告において適切に開示されていることを確認した。

- ・オーナーが中心で決議事項が動いており、新たな内部統制システムに係る決議等は行われていない。決議する場合においても形式的な決議をしている。ただし、ＩＰＯを目指す企業は取締役会決議等を行い決定している傾向にある。

５）内部通報制度が利用しやすいものになっていることを確認した。

６）内部通報した者が不利益にならないように運営されていることを確認した。

- ・内部通報制度は規程にはあるが実質機能していない会社がある。一部の企業では実績なしであるが、オーナーによる「通報者保護」に対する不信感があると推測される。

７）反社会的勢力との関係を遮断する内部統制システムが構築・運用されていることを確認した。

- ・反社会的勢力については概ね確認しており、危機管理マニュアル作成、専門機関、管轄警察署との情報交換等で管理されている企業が多いが、業種によっては認識の強弱が見られる。

【第 66 回スタディグループ分科会 資料】

- * 4** 会社法 362 条 4 項 6 及び 5 項 内部統制体制の整備は取締役に一任不可であることが明記されている。非上場独立系企業と言えども大会社の内部統制システムに係る決議は取締役会の決議事項であることに留意すべきである。

IV－2. 監査報告の作成・通知 ⇒ *** 5** (以下参照。)

- 1) 期中監査調書の記載事項を整理し、期末に実施した監査調書と合わせて期末監査調書を作成した。
- 2) 期末調書に基づく報告を取締役会、代表取締役等に行った。

- * 5** 「期中監査報告書」および「期末監査報告書」等の調書をまとめ、「監査役監査報告書」を作成することは原則とするも、監査役実務として当会の「監査役職務確認書」の本項目の記載は判りづらい。運用上はもっと幅の広い実務フローの記載が望ましいのではないか。

3. その他

- ①「監査役兼任禁止（会社法 335 条 2 項）」に関する留意点 ⇒ *** 6** (以下参照)

監査業務の他に実施している業務（兼任業務）がある（別表 2）

- ・非上場独立系企業の監査役兼任については、「監査役兼任禁止」の観点から、何らかの問題が発生した場合に「内部統制システム構築違反」に問われかねない。

- * 6** 業務のサポート範囲内（提案・提言・助言等）に留めるようにすべきである。
他に留意すべき点はないか。

- ②社内規程（内規含む）、監査役監査計画の立案、監査調書作成、監査役会等の召集 等

監査役実務に係る規程類、監査計画立案、監査調書の作成方法、監査役会等の召集方法などの具体的な情報提供と意見交換を行った。

- ・監査役設置会社で内部監査部門が無い会社は監査計画に基づく全社的監査が難しい傾向にある。
- ・監査調書の作成については対応にバラツキが多いが、事前調査依頼（チェックシート・アンケート様式含む）が重要であるという認識を共有した。→今後詳細検討の価値あり。

4. 検討課題 (会員・会友のご意見を伺いたい事項)

- * 1 : 「監査役職務確認書」は原則的に上場企業の監査役への確認項目が中心に作成されているため、「非上場会」メンバーの回答で非該当の項目も多い。非上場企業の監査役はどのように利用しているか。工夫等があればぜひ助言いただきたい。
- * 2 取締役会での質疑内容に関する議事録記載の状況は各社によって異なるが、記載なしの場合に不祥事等が発生した際の監査役の善管注意義務違反リスクがある。
- * 3 取締役会等の意思決定の監査に当っては、監査の 5 項目の観点から監視・検証を行うべきであるが、オーナー会社の場合には社長の影響力が強くてハードルが高い。このようなケースの監査役の業務監査は如何にあるべきか？ 不祥事を予防するためにどのように対処すると善管注意義務違反にならず、任務懈怠とならないのか？ 適切な対処法とは？
- * 4 会社法 362 条 4 項 6 及び 5 項 内部統制体制の整備は取締役に一任不可であることが明記されている。非上場独立系企業と言えども大会社の内部統制システムに係る決議は取締役会の決議事項であることに留意すべきである。
- * 5 「期中監査報告書」および「期末監査報告書」等の調書をまとめ、「監査役監査報告書」を作成することは原則とするも、監査役実務として当会の「監査役職務確認書」の本項目の記載は判りづらい。運用上はもっと幅の広い実務フローの記載が望ましいのではないか。
- * 6 非上場独立系企業の監査役の兼務については、「監査役兼任禁止」の観点から、何らかの問題が発生した場合に「内部統制システム構築違反」に問われかねない。
業務のサポート範囲内（提案・提言・助言等）に留めるようにすべきである。他に留意すべき点はないか。

5. 終わりにあたって

・今回は非上場企業の監査役の実務課題について、「監査役職務確認書」のアンケート内容に基づいて、1 年間種々の情報交換と意見交換を実施してきた結果を報告にまとめた。非上場企業の監査役実務の実態と検討課題の整理は来期も本「非上場会」を継続して進めてゆきたい。

以上